

安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸高田市市長 藤本 悦志

安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成 16 年条例第 177 号)の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第2条関係) 退職報償金支給額表	別表(第2条関係) 退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及 び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上	
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	849,000
副分団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	809,000
部長及 び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	689,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。